

## 未定稿

暫定基準(第2次案)等に対して寄せられた主な御意見  
(個別の基準値に係る意見を除く)

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
1	1	ポジティブリスト制に係り、最終製品を単にサンプリングして、分析するだけでは消費者を適切に保護することは不十分である。フードチェーンにおいて、予防措置的なアプローチを含んだ一貫したマネジメントが重要であり、このような視点・考え方を序文に追加するべき。	日本生活協同組合連合会	144	ポジティブリスト制に係る、生産、流通段階を通じた一貫的なマネジメントが重要であることについては、今後ともリスクコミュニケーション等を通じてその周知を図って参りたい。
2	1	いわゆる優位的地位にある事業者(流通業、小売業及び加工度の低い食品原材料を購入し加工度の高い食品を製造している食品製造業など)等が、明らかに使用実態のない物質も含め無用な農業分析(例えば約700種類の全物質分析)の証明書を提出させる等の行為がないよう、農林水産省、経済産業省、公正取引委員会等関係省庁と連携し、監視・指導願いたい。(同旨多数)	財団法人食品産業センター・全日本菓子協会・全国ビスケット協会・日本エキス調味料協会・水産食品衛生協議会・(社)日本植物油協会、他	71・75・83・99・113・128、他	ポジティブリスト制の趣旨は、現行、残留基準が設定されておらず規制がかからない農業等について、規制に係るものとする制度であり、基準が設定された全ての農業等について検査を求める制度ではありません。分析等が必要となる農業等が明確になるよう、生産・製造段階での農業等の使用実態を確認し、事業者間における情報交換により、効果的な管理体制を構築願います。
3	1	輸入者に対し、使用農業ではない薬剤を含めた、すべての物質の残留検査結果の提示などの対応困難な要求が行われないように、流通・小売業者への情報提供と指導や一般消費者への情報発信と食育などを推進願いたい。(同旨2件)	日本水産(株)・雪印乳業株式会社	19-31	全ての残留検査結果の提示が求められることのないよう、生産・製造段階での農業等の使用実態を確認し、事業者間における情報交換により、効果的な管理体制を構築願います。なお、厚生労働省としても、リスクコミュニケーションに一層取り組んでいきます。
4	1	輸入加工品への暫定基準適用について ポジティブリスト制の対象となる輸入品については、輸入日(通関日)で判断するのか、輸入品が製造された製造日で判断するのか不明確である。 国産品で暫定基準の対象となるのは施行日以後に製造された食品の方向で検討する、とされているが輸入品にあっても同じ取り扱い(製造日)としていただきたい。(同旨多数)	日本水産株式会社・雪印乳業株式会社・(社)日本輸入食品安全推進協会・キッコーマン株式会社・財団法人食品産業センター・水産食品衛生協議会、他	19-31・49-69・71-113、他	法律に定めるとおり、輸入品については輸入日(通関時)をもって国内流通が開始することから、輸入日をもって暫定基準等適用の判断を行うこととなります。なお、加工食品については、製造後長期間流通するものがあることから、暫定基準等の適用対象となるのは施行日以降に製造された食品とする方向で検討しています。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。
5	1	農産物は栽培から収穫までに日数を要し、また農作物にそれぞれに季節性がある。従って告示後6ヶ月の周知期間では足りない場合が多いと考えられ、施行後に一定の移行期間をもうけることが妥当である。(同旨2件)	三井物産(株)、日本冷凍食品協会	37-42	ポジティブリスト制の施行については、国内外での農業登録及び適正使用に基づき設定されるコーデックスなどの残留基準を参考とした暫定基準を設定すること、一次案や二次案を公表するなどその全体像を余裕をもって示していることなどから、従来の残留基準と同様の周知期間を検討しています。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。
6	1	新たに検査項目に加えたものについて、分析などの準備に必要な期間を設けるべき。地域などの事情により、施行を順次行うべき。[原文英語]	Chinese Government	134	施行までに6ヶ月間の周知期間を置くことを検討しています。なお、分析法に関しては検討状況に関する情報提供を行ってきていることから、この情報も参考に対応をお願いします。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
7	1	告示後、施行までの期間を6ヶ月としているが、動物薬の休業期間の変更(又は新基準下で今までの休業で充分対応できる旨の確認)、分析方法の普及など実施のための様々な体制を準備するために必要な期間を設定していただきたい。	畜水産品残留安全協議会	33	施行までに6ヶ月間の周知期間を置くこととしています。また、既に2次案も公表していることから、同案も参考とし対応をお願いします。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。
8	1	国内での使用物質と外国での使用物質とに分類されたいこと、また、物質毎に使用時期等の情報を明示されたいこと。(同旨2件)	雷印乳業株式会社・(社)日本乳業協会	31・84	ポジティブリスト制度は、国内外を問わず適用されるものであり、分類の必要性は認められません。また、農薬等は、使用の必要性が発生した時点で使用されるものであり、使用時期に関する情報提供を行うことは困難と考えます。なお、既に公表した2次案の中で、国内外の基準の有無、すなわち使用認可の有無を示しているのので、参考にして頂きたいと思えます。
9	1	最終告示までの間に参考諸外国・地域において残留基準が設定される農薬等がでると考えられるが、これらについても暫定基準としての採用の考え方を明確にして告示までの間できる限りの採用を行っていただきたい。(同旨2件)	Northwest Horticultural Council・(株)日清製粉グループ本社/日清製粉(株)/日清フーズ(株)	15・46	WTO通報のコメント期限までに設定された農薬等の残留基準については、官報等の写しなど情報提供があれば暫定基準に反映します。
10	1	新規登録又は変更のあった米国のMRLの採用期限は。[原文英語]	The United States Government	142	No.9と同じ。
11	1	暫定基準のリストの見直しについて、農薬、動物用医薬品摂取量の実態調査の結果及び国際機関での検討状況等を総合的に判断し、優先順位品目を設定した上で、毒性資料のデータの収集、日本人の食品摂取量に基づいた暫定基準の見直しを要望する。	日本生活協同組合連合会	144	暫定基準の見直しにあたっては、マーケットバスケット調査による農薬等摂取量の実態調査結果に基づき、優先順位を付した上で、安全性試験成績を収集し、リスク評価及び我が国の食品摂取量に基づいて残留基準の見直しを行うこととします。
12	1	1)作物グループの分類が、農薬取締法での登録保留基準、マイナー作物、食品衛生法の残留基準とでは、異なっているため、統一すべきである。 2)登録保留基準の果実にある数値は、種実やナッツ類に援用しない。国内での適用作物を調べ、種実、ナッツに適用がない場合は、基準値を設定しないよう変更されたい。	反農薬東京グループ	115	農薬取締法に基づく登録保留基準は農作物群毎に設定されていますが、設定にあたっては農作物群の摂取量に基づく暴露評価を行い許容一日摂取量(ADI)の範囲に収まることを確認されていると承知しています。また、いわゆるマイナー農作物に関する経過措置は、登録保留基準の農作物群毎の基準に基づいています。このようなことから、暫定基準は、登録保留基準が設定される農作物群の範囲の食品に基準を設けることとしました。
13	1	香辛料をスパイスとハーブに大別し、暫定基準2次案の「農産物名」に追加設定していただきたい。具体的には代表的な品目は単独で、残りは「その他のスパイス類」及び「その他のハーブ類」とした項目(例えば下記のとおり全部で27品目(略))を設定していただきたい。	全日本スパイス協会	110	国際基準を踏まえ、スパイスとハーブの分類を新たに設ける方向で検討します。
14	1	清涼飲料の原料に乾燥した果実の皮(例えば陳皮と呼ばれるミカンの皮を乾燥したものなど)の使用実績があります。乾燥した果実の皮について、基準値の考え方(判断基準)をお示しいただきたい。(同旨2件)	社団法人全国清涼飲料工業会・サントリー株式会社	36・39	陳皮などオレンジピールなどについては、スパイス若しくはハーブに分類し暫定基準を設定することとしています。
15	1	1)「食塩」は、ポジティブリストの対象になる食品でしょうか？ 2)「食塩」も対象になるならば、製造、加工、使用、保存方法の基準が定められていますでしょうか？ 3)また、農薬の測定頻度や合否判定法はどのように定められているのでしょうか？(同旨4件)	財団法人塩事業センター・鳴門塩業株式会社・(社)日本塩工業会・全国輸入塩加工包装協同組合	40・62・106・107	食塩は食品に該当するので対象となります。農薬等は農産物の生産時に使用されるものであることから、食塩の製造等に対して、残留農薬等の観点から、基準等を設ける必要はないと考えます。また、分析頻度等は残留の可能性などに基づき判断されるものと考えます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
16	1	「その他の野菜」及び「その他の果実」の範囲。スベアミント及びオリーブはどこに該当するか。[原文英語]	The United States Government	142	「その他の野菜」等の範囲については、特掲した野菜等を除くものですが、より明確にするため、主な食品など可能な範囲で通知により示します。
17	1	欄外に記載される化合物を含めたリストを作成すべき。「その他の野菜」及び「その他の果物」の範囲を明確にすべき。[原文英語]	Australian Government	133	No.16と同じ。
18	1	お酒のジンなどを製造する際、香り付けに様々な草根木皮(添付資料1略)を使用するが、食品衛生法上、どの農作物に分類・規制されるのかがわからないため、分類をお願いしたい。	サントリー株式会社	39	No.16と同じ。
19	1	親化合物と代謝物の相関を一覧にするべき。	日本生活協同組合連合会	144	現在、脚注などに記載する親化合物と代謝物の相関などについては、一覧にまとめることとします。
20	2	抗生物質及びその他の化学的合成品たる抗菌性物質は原則「含有してはならない」。また12農薬等については食品中において「不検出」となっている。「含有してはならない」と「不検出」の違いを明確にしてください。そして「含有してはならない」についても分析方法を明示し、検出下限を明確にし、農水畜産物生産者、食品製造者及び消費者に無用な混乱が起きないように考慮願いたい。(同旨多数)	The American Chamber of Commerce in Japan/European Business Community・輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)・マルハ株式会社・味の素株式会社・畜水産品残留安全協議会、他	16・33・96・100・107、他	遺伝毒性を有する発がん性等からADIが設定できない物質については食品への残留は認めないこととし、分析法を定め「不検出」との基準を設定します。抗生物質については、個別の残留基準を設定するものを除き、現行の基準である「含有してはならない」が適用されます。なお、抗生物質の「含有してはならない」という基準については、畜水産物については既に検査法が通知されていますが、農作物についても開発することとしています。
21	2	抗生物質の「含まれてはならない」の基準について、ADIが評価された抗生物質については、NOEL(最大無作用量)が設定されており、この「含まれてはならない」という規定とは矛盾するものとなってしまいます。このため、少なくとも、諸外国でADIの評価に基づいてMRLの設定、又は、その他の基準による残留規制が行われている抗生物質については、この「含まれてはならない」の原則から除外されるべきであると考えます。例えば、MRLやその他の基準が少なくとも1種類以上の動物種で定められている抗生物質について、MRLの設定されていないその他の動物種やその他の組織・内臓を規制する場合には、「含まれてはならない」との基準を採用するよりも、その他の規制、例えば妥当な検査法による妥当な検出限界の手法で計った場合の基準により規制すべきである。	日本イーライリリー株式会社	122	No.20と同じ。
22	2	抗菌性物質を含有する農薬製剤の登録はすでに農薬取締法にそって農林水産省で認められており、その申請資料(再登録等を含むには、毒性試験成績ならびに適用作物毎の国内の残留試験成績を含みます。したがって、国内で登録のある適用作物については「含有してはならない」とせず、登録に用いた検出限界値(0.05ppm)をもって暫定値としていただきたくお願い申し上げます。	ファイザー株式会社	20	農薬として使用される抗生物質の残留規制については、御指摘の国内登録農薬等は、現行の規制(食品は含有してはならない)を遵守して使用されていると考えられることから、その見直しは行わないこととしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
23	2	MRL設定を必要としない天然に由来する物質のリストを公表すべきである。[原文英語] (同旨7件)	California Farm Bureau Federation・National Potato Council・Cranberry Marketing Committee・International Federation for Animal Health(IFAH)・Animal Health Institute・U.S. Hop Industry Plant Protection Committee・The California Cherry Advisory Board・National Potato Council	2・3・4・6・10・12・86	一般規則の4(自然に食品に含まれる物質で、その程度が一般に含まれる量を超えてはならない)の運用については、通知等で例示を示すこととしています。また、その量の多寡については引き続き調査研究を続け、その結果を公表してまいります。対象外物質については、農業等の使用による食品への残留については、「その残留の状態、程度からみて、人の健康を損なうおそれのないことが明らかである場合、その残留について規制を設けない」とし、その範囲を告示により定めることとしています。
24	2	自然界に存在する物質など、通常存在する濃度では、人体に有害な影響の無いものと判断される物質については、基準値のリストから除外されています。しかしながら一方で、人の健康を損なうおそれのない物質と判断される物質のすべてが、「対象外物質」としてリストに載せられているわけではありません。例えば、天然型の肥育ホルモンなどは、このリストから除外されており、何らかのリストにも掲載されずに宙ぶらりんの状況になっています。混乱を避ける意味からも、これらの物質についても「対象外物質リストへの掲載を考慮してもらいたい。	日本イーライリリー株式会社	122	No.23と同じ。
25	2	自然に含まれる量を超えないという判断をするためには、自然に含まれる量のデータが必要となる。特にホルモン剤などこれまで国内でのデータ蓄積のない物質等、優先順位を定めて調査されたい。	日本生活協同組合連合会	144	No.23と同じ。
26	2	基準値の有効数字を1桁とする考え方であるが、平均値を採らない場合、数値を丸めるのではなく、そのままの数値を用いるべきではないか。	日本生活協同組合連合会	144	基準値の有効数字を1桁とする手法は国際的慣行(FAOガイドライン)に従ったものです。
27	3	不検出とする基準の科学的根拠。特に不検出と基準値が混ざっているもの。不検出とする基準の検査法。[原文英語]	Chinese Government	134	遺伝毒性を有する発がん性等の理由からADIが設定できない物質については食品への残留は認めないこととし、分析法を定め「不検出」との基準を設定します。現行基準で一部の作物に「不検出」とする基準を設けている農業等の場合、現在基準を設けていない作物にコーデックスなどに基準値があるものについては、その基準値を参考に暫定基準を設定しています。
28	4	同一動物であって、一部の組織・臓器に基準が設定されている場合、それ以外の組織・内臓等については、同一動物で暫定基準案が提示されている組織・臓器のうち、最も低い値をそれ以外の組織・臓器等に設定することとされているが、多くの場合基準が設定されている筋肉が残留性が最も低く、MRLにしたがってその他の臓器・組織に最も小さいMRLを適用すると、適切な休薬期間を定めた場合であっても、その他の臓器・組織の残留が違反になる可能性も想定される。 このため、諸外国と同様、MRL未設定臓器については、基準を設定しないか、又はマーケットバスケットの考えに基づき最も高いMRLを設定するなど、国際的に整合性の取れた規制の導入を再考頂きたい。 (同旨多数)	Animal Health Institute・The American Chamber of Commerce in Japan/European Business Community・畜水産品残留安全協議会・日本イーライリリー株式会社、他	6・16・33・122、他	残留の程度に関して、一般にそのレベルは筋肉と内臓で異なっており、このため、同一動物であって、一部の組織・臓器に基準が設定されている場合、それ以外の組織・内臓等については、筋肉と内臓を区分し、それぞれ同一動物で暫定基準案が提示されている最も低い値を設定することとします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
29	4	<p>諸外国では、マイナー動物種の定義、残留の規制と休薬の取り方など、これらの動物種に動物用医薬品を効能外使用した場合の取扱いについても一定の基準を設定している。</p> <p>主要な動物種に比べ、摂取量が相当低いマイナー動物種からの畜産物について、過剰な規制と、それによる使用可能薬剤の過度の使用制限を避けるためにも、主要動物の基準値と一貫性を持たせた基準値の設定と併に、妥当性のある残留管理法の導入の検討を願いたい。 (同旨多数)</p>	Animal Health Institute, Canadian Animal Health Institute, The American Chamber of Commerce in Japan/European Business Community、畜水産品残留安全協議会・日本イーライリリー株式会社、他	6・7・16・33・122、他	残留性試験データが提示されていない場合にあつては、異なる動物種間でのデータを引用することは困難です。
30	4	<p>国内の動物薬、飼料添加物の基準値は、承認時の申請資料中にある残留性試験の検出限界値に基づいているが、その値は承認を受けた時代によっても異なり、時代とともに検出法が改良され、それに伴い、より低いレベルの検出限界値が要求されている。</p> <p>一方、第二次案に記載されている値は、動物薬では主に50ppb(或いはそれ以下)となっており、必ずしも承認時・指定時の検出限界値と一致しておらず、第二次案中の国内基準値が「科学的に設定されたものと考えている」というのは必ずしも当てはまらな思われる。</p> <p>単純に50ppb(又は国内での検出限界値)を基準値として当てはめるものでなく、諸外国より妥当な科学的な評価によるMRLの設定のある物質、若しくは、諸外国でADIとバリデートされた定量(検出)限界値から、妥当な分析限界値が定められている場合、それらの基準値も十分考慮していただきたい。</p>	畜水産品残留安全協議会	33	残留基準の設定にあつては、Codex基準が設定されていない場合、薬事法に基づく数値に従い設定しているものです。
31	4	<p>基準値を参照した諸外国においても、必ずしも承認されたすべての物質に基準値が設定されているわけではなく、休薬ゼロ時点での残留が、検出限界値以下又はADIを超えない場合、MRLが設定されない場合、EUの飼料添加物のように、ADIとバリデートされた分析値などのデータからMRLを設定せずに、休薬期間を設定する場合もある。</p> <p>このため、外国の基準値を参照する場合には、MRLが無いからといって単純に10ppbの一律基準値を適用するのではなく、当該国において設定された分析法の定量限界値についても、一つの基準値として考慮して頂きたい。</p>	畜水産品残留安全協議会	33	基準を参照する国において動物等に対して使用が認められている場合であつて、検出限界値をもって基準値としている場合には、検出限界値をもって暫定基準とします。
32	4	<p>水産動物種の残留性については、臓器・組織の区分けがなく、一つの基準が採用されている。しかしながら、哺乳動物と同様、魚類においても各組織中の残留性はまちまちで、また、従前の国内の残留性の検討は、可食部位を中心に限定された組織についてのみ実施している。現行の残留規制を考慮した、整合性のある対象臓器の設定や、科学的にみて妥当な規制方法の導入を望む。</p>	畜水産品残留安全協議会	33	残留基準は摂食する部位を対象に設定されるものであることを踏まえ、試験に供する部位については「一般に飲食に供する部位」等とし、分析法通知等において明示します。
33	4	<p>緊急条項(第18節)による暫定基準を採用すべき。【原文英語】(同旨7件)</p>	The United States Government・The California Cherry Advisory Board・National Potato Council・California Table Grape Commission・California Strawberry Commission・U.S. Hop Industry Plant Protection Committee・California Farm Bureau Federation	2・3・5・9・10・12・142	米国における病害虫の発生等に伴う農薬の緊急時使用にあつては、米国EPAにおいてリスク評価等が行われ承認されることから、現在、使用が承認され基準が設定されているものについては、それらの基準を参考に暫定基準を設定します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
34	4	米国で使用が認められている農薬(もちろん基準値が定められている)であって、現行案に掲載されていない農薬(事例:EPTC、Ferbam、Maneb、zineb、Ziram、Streptomycin等)が見受けられる。ついては、米国やEU等で使用が認められている農薬であって、現行案に掲載されていない農薬等を精査の上、追加されたい。	社団法人日本果汁協会	112	No.19と同じ。
35	4	コーデックスにおける評価でStep6以上に進んだ基準値については、諸外国の基準値と併に、暫定基準値決定のための参考にしていただきたい。	Animal Health Institute、Canadian Animal Health Institute、畜水産品残留安全協議会	6-7-33	コーデックスにおける残留基準(MRL)はStep8で採択されることから、変更の可能性があるStep6の残留基準値について参考とすることは困難です。
36	4	コーデックスInterimMRLなどの設定状況を反映させるべき。	日本生活協同組合連合会	144	現在コーデックス残留農業部会において、InterimMRLの設定方法なども含め議論が行われているところであると承知しています。従って、暫定基準設定の参考とすることは困難です。
37	4	複数の海外基準について、基準が大きく違う場合、単に平均値を採用するのではなく、設定根拠などの調査が必要。	日本生活協同組合連合会	144	基準値を参照する外国基準については、各国で残留性試験等に基づき科学的な方法により設定されていることから、参照する複数の国において基準が設定されている場合、その平均値の採用は妥当なものと考えます。
38	4	どのような場合にコーデックス基準よりも国内基準(登録保留基準)が採用されるのかが不明確であり、『生産・流通や農薬の使用実態等を勘案』の適用範囲を明確にするべきである。外国基準を基本とする具体例としては、農作物毎の自給率が低いものとして農林水産省がホームページで示しているグレープフルーツ、レモン、パイナップル、小麦、トウモロコシ、大豆等が挙げられているが、国内基準(登録保留基準)を基本とする例及び根拠が明示されていない。実際、コーデックス基準が設定されながら国内基準(登録保留基準)が暫定基準として採用された例(類型1-2)としては「米(玄米)のパラコート」程度しか見当たらない。	株式会社ニチレイ	30	我が国で登録され使用される農薬のうち、作物残留試験結果と共に登録保留基準の採用の要請があったものについては、試験結果等を個別に確認のうえ、必要に応じ登録保留基準を採用することとします。
39	4	残留基準と使用基準は一体で検討を行うべきものであり、特に農薬取締法で適正使用基準が設定されているものについては、国内法で安全性及び作物残留性について担保されているものと判断され、コーデックス基準よりも登録保留基準を優先することを基本とすべきである。しかしながら、暫定基準の設定と連動した使用基準の見直し(使用時期、回数、希釈倍率等)は今回行われておらず、農薬取締法で定められた適正使用基準を遵守していても暫定基準を超過してしまうケースが考えられる。 ・登録保留基準よりもコーデックス基準を優先して採用する場合は、以下の手順が必要であると考え。 *既存の適正使用基準による作物残留が試験データ等によりコーデックス基準を下回ることが確認できる *使用方法の見直しを暫定基準設定と同時に進行。	株式会社ニチレイ	30	No.38と同じ。
40	4	飼料添加物については、設定根拠として「飼料安全法の検出もしくは定量限界値」が使用されているが、ADIを踏まえない定量限界値による規制に関しては、法令に従い適切な養殖管理を行ったとしても、畜水産物中での代謝の状態によっては、基準を超えて検出される可能性があると考えられる。国内法である飼料安全法や海外で使用されている飼料規格との調和を図るとともに、ADI・残留の実態等を踏まえた上で、科学的な根拠に基づく暫定基準設定の検討をしていただきたい。	日本水産(株)	19	飼料添加物に関する暫定基準については、適切な使用条件での残留性を踏まえて設定しているものであり、御指摘のような事例がある場合には、個別、具体的に事例をもってご相談をお願いしたい。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
41	4	<p>日本で登録されていない農薬で、外国で使用状況が不明なものや毒性情報が不明なものは、原則として、残留基準を設定すべきでない。外国での登録実態及び使用実態を調査の上、毒性情報を求め、提案値を再検討して、残留基準を決めるべきである。</p> <p>特に、外国でしか使用されていない農薬で、基準値が高いものは、基準を設定しないという姿勢も必要である。</p> <p>また、コーデックスや外国基準しかない農薬で、残留基準が多くの農作物に設定される場合には、理論推定摂取量(フードファクター×残留基準÷体重(50kg)の総和)を算出し、ADIの80%を越えるものは、基準案を再検討すべきである。</p>	反農薬東京グループ	115	<p>農薬使用については、農産物の種類や農産物に対する疾病や害虫の種類や程度、また農業形態などにより異なり、我が国と海外では必要となる農薬の種類や適用方法は異なることがあると承知しています。残留農薬基準は適正使用に基づき設定されるが、暫定基準の設定にあたって参考とした国際基準、登録保留基準及び米国等5カ国・地域の基準は、いずれも農薬登録などに基づき毒性評価などを行い、安全を確保するために設定されたものと考えています。「外国でしか使用されていない農薬で、基準値が高いものは、基準を設定しない」とする考え方は、我が国が批准しているWTO条約における内外無差別の原則に反するものと考えます。なお、暫定基準については、マーケットバスケット調査により食品からの摂取量の実態を調べ、優先順位を付した上で、毒性試験など安全性試験成績を収集し、リスク評価及び我が国の食品摂取量に基づいた暴露評価に基づき残留基準を見直すこととしています。</p>
42	4	<p>日本で適用のない農作物に、外国の基準をそのまま援用するのではなく、日本国内で登録のある農薬を使い、日本の基準に適合する農作物の栽培方法をとるよう外国に求めるべきである。</p> <p>たとえば、フッ化スルフリルは、日本では木材くん蒸のためしか農薬登録されていないが、ダウ・ケミカル日本がアメリカで穀類に基準が設定されたとの理由で、同国の残留基準が援用された。</p> <p>ホップについては、ドイツの基準がそのまま援用されている場合が多い。</p>	反農薬東京グループ	115	No.41と同じ。
43	4	<p>基準の設定に際しては、コーデックスと外国基準を同等にみなし、最も低い値を採用する。</p> <p>【理由】</p> <p>①貴省がコーデックスを最優先にしたのは、1995年に発効したWTO関連協定のうち、国際間の農産物取引を円滑にすることを目的とした「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS協定)を根拠にしていると考えますが、同協定では『科学的に正当な理由がある場合、国際的基準等よりも高い保護の水準をもたらす衛生植物検疫措置を導入又は維持することができる』となっており、貴省が他所で援用している外国基準(アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、カナダの五カ国)は科学的理由に基づいて定められたと考えられるから、コーデックスと同等とみなせる。</p> <p>②コーデックスなる国際規格は、食品の安全性を確保することを基礎においた上、食品の世界貿易を促進するために決められるものとされており、人に対する安全性を最優先したものではない。また、この食品規格を検討する委員会は、各国の行政機関や化学・食品関連企業の代表がメンバーとなっており、消費者サイドの意見が反映されにくくなっている。このようにコーデックスが必ずしも、毒性評価を最重要視して定めたものでないことから、特別視することなく、外国基準と同等のもののみならず、その中で、最も低い値を採用するのが妥当である。</p> <p>③基準案の中には、外国基準の平均値を採用したものがある。SPS協定ではこのような平均値の採用を求めている。科学的根拠があつて設定された値は同等に扱うべきである。</p> <p>④低い値の基準を設定することは、農薬総摂取量の低減につながる。</p>	反農薬東京グループ	115	<p>ポジティブリスト制の施行にあたっては、我が国がWTO協定に加盟していることに鑑み、コーデックス基準がある場合にはこれを採用することを基本としています。コーデックス基準がなく登録保留基準がない場合外国基準を採用することとし、複数の国に基準がある場合平均値を採用することとしています。これは、参考とする外国基準は、当該国内産品のみならず輸入品にも適用されること、ポジティブリスト制度の導入にあたっては、数多くの農薬を対象としており、個々の農薬のADIと作物残留、摂取量の検討といったリスク分析を行う困難であることからです。国際基準あるいは参考とした国内外の残留農薬基準は適正使用に基づき安全性が確保される範囲で設定されているものと考えています。</p>

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
44	4	日本登録保留基準を援用して、残留基準を設定したものがあがるが、国内外で適用がない農作物については、原則として、基準を設定すべきでない。	反農薬東京グループ	115	No.12と同じ。
45	4	現行基準を含め、参考とする5ヶ国の基準を参照し、基準を設定すべき。[原文英語]	The United States Government	142	暫定基準の設定は、国際合意の得られたコーデックス基準又は国内基準が設定されていない場合にあつては、参考とする5ヶ国の基準を参照しているところです。なお、現行基準についてはその対象ではありません。
46	4	登録保留基準の採用は不適當。輸入割合の大きいものは外国基準を採用するがその判断基準が不明確。[原文英語]	The United States Government	142	登録保留基準は、農薬の毒性評価を行い、適正使用(GAP)に基づく作物残留試験成績に基づき基準を定め、暴露評価を行った上で定められるものであることから、国際的な残留農薬基準の設定方法と同じあり、暫定基準の参考として採用することは適當と考える。輸入割合の大きいもので外国基準を採用するものは、自給率が50%以下で輸入相手国上位3カ国に外国基準を参考とする5カ国・地域が含まれるものとしている。
47	4	平均値の採用は不適當。ばらつきなどで例外的な平均値の採用は不明確。[原文英語]	The United States Government	142	No.37と同じ。
48	4	暫定基準に関して、豪州基準よりも低いものがあり、豪州の基準が考慮されていない。また、今後登録される農薬等についてどのように反映させるのか？[原文英語]	Australian Government	133	暫定基準の設定は、国際合意の得られたコーデックス基準又は国内基準が設定されていない場合にあつては、参考とする5ヶ国の基準を参照しているところです。なお、今後登録される農薬等に関しては、「国外で使用される農薬等に係る残留農薬基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月25日厚生労働省食品安全部長通知)に示すガイドラインにより農薬等の基準の設定・改正を要望することが可能です。またNo.9もご参照ください。
49	4	科学的な評価を経て設定される残留基準であるので、平均値の採用は正しい方法ではない。[原文英語]	Australian Government	133	No.47と同じ。
50	4	ADIなど科学的根拠を提供してほしい。五ヶ国の基準などと貿易のバランスを考慮して基準を設定すべき。[原文英語]	Chinese Government	134	今回の暫定基準の設定にあつては、WTOのSPS協定にマンデートを持つCodex基準を優先的に採用しており、国民の安全の確保とともに、国際貿易にも配慮した対応を図っているところです。
51	4	同一作物群で基準の差が大きい。国産品に甘く、輸入品に厳しい。[原文英語]	Chinese Government	134	残留農薬は国際的にも、国内的にも、それぞれの農薬の作物毎の使用方法にそつて適正に使用した場合の残留量を基本に検討することとされています。従つて、同一作物群とはいえ、使用方法が異なる場合等にあつては、残留量が大きく異なることもあるものと考えます。なお、我が国の基準は国産品にも輸入品にも同一の数値が適用されますので、ご指摘のようなことはありません。